

藤沢市立看護専門学校条例の一部改正について

本校の入学金と授業料につきましては、令和4年度より公共料金の見直しの中で受益と負担の適正化と社会的公平性を確保するために検討を続けてきましたが令和5年2月市議会定例会総務常任委員会において中間報告を行い、続いて令和5年6月市議会定例会総務常任委員会で見直し検討後の改定案について報告をさせていただきました。

今回、6月総務常任委員会に報告させていただきました、改定案報告に基づき、入学金及び授業料の改定のための藤沢市立看護専門学校条例の一部改正案を提出するものです。

1 入学金と授業料を改定する必要性について

今回、令和4年度から実施の第5次教育課程の改正により、ICT活用のための基礎的能力の向上や、臨床判断の強化が重要とされるとともに、国が推進する地域医療構想のもと地域包括ケアシステムとしての医療提供体制の整備が進められ、看護師として時代の要請にこたえる人材育成の実施がもめられるようになりました。

本校では、令和4年度から国の示す方針に従い電子テキストによる授業を開始しましたが、さらに遠隔授業の実施などICTを活用した授業の展開に向けた教育環境の整備を進めていく必要が生じています。

また、実習で使用しているシミュレーション人形や医療器具、その他教材等が老朽化しており、現在の医療技術の進展に適合したものへ更新する必要も発生しています。

本校においては、これまでも受益者負担の原則に基づき、入学金と授業料を徴収してきましたが、学生が卒業後に就職する医療現場の状況に十分対応していくためには、新しい教育課程に適合した教育環境の整備を進めることが必要であり、その財源を確保するために入学金及び授業料の金額改定を行うものです。

2 入学金と授業料の改定金額の設定について

入学金は現在、22,000円でコスト分析の結果、受益者負担割合に基づく改定率は120%となり4,400円の増額となりますが、今回、全国の市立の看護専門学校の平均額が約55,000円であること及び過去の改定額を参考に8,000円増額の30,000円とするものです。

また、授業料は現在、月額11,700円でコスト分析の結果、受益者負担割合に基づく改定率は170%となり月額8,190円の増額となりますが、過去の改定額と比較して大幅な増額となり学生の負担となるため、過去の改

定額と同程度の3,000円の増額とし、月額14,700円とするものです。

3 改定の時期と対象者について

入学金については、令和6年4月1日の適用開始とし、入学金の支払い時期が入学前の2月となることから、令和7年4月1日に入学する新入生が、同年2月に支払う入学金からが対象となります。

また、授業料についても適用時期は令和6年4月1日の適用開始ですが、対象者は同年4月1日以降に入学する新入生と在学中の2、3年生からが対象となります。

4 条例の改正内容

(1) 第5条中の入学金の金額22,000円を30,000円に変更します。

(2) 第6条中の授業料月額金額11,700円を14,700円に変更します。

(3) 附則については、施行日を令和6年4月1日とするとともに、入学金については、令和7年4月1日以後に本校に入学する者から適用いたします。

授業料については令和6年4月1日以後の授業料月額について適用いたします。

5 参考資料

神奈川県内の公立看護専門学校の入学金及び授業料一覧（別紙1）

6 今後の日程について

令和5年 9月 市議会定例会 条例改正案の上程

令和5年10月～ 在校生及び保護者へ周知

市ホームページ、学校説明会等で受験生へ周知

令和6年 4月～ 入学金及び授業料の改定

以 上

(市民病院看護専門学校教務課)

神奈川県内の公立看護専門学校の入学金及び授業料一覧

別紙 1

	学校名	設立	入学金	授業料	
				月額	年額
1	藤沢市立看護専門学校（改定前）	市立	22,000円	11,700円	140,400円
2	横須賀市立看護専門学校	市立	市内在住者5万円 市外在住者10万円	12,500円	150,000円
3	神奈川県立よこはま看護専門学校	県立	70,500円	18,100円	217,200円
4	神奈川県立衛生看護専門学校	県立	70,500円	18,100円	217,200円